

出席停止期間の基準

北名古屋市 感染症治ゆ証明書

校長・園長 様

年 組 番 氏 名

感 染 症 の 種 類	1 百日咳	2 麻疹	3 流行性耳下腺炎
	4 風しん	5 水痘	6 咽頭結膜熱
	7 結核	8 髄膜炎菌性髄膜炎	
	9 腸管出血性大腸菌感染症	10 流行性角結膜炎	
	11 急性出血性結膜炎		
	12 その他		
	溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑 ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症 R S ウイルス感染症・突発性発疹・帯状疱疹 その他（ ）		
期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		

上記の病気が治癒したことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

醫師名

	病 名	期 間
第 二 種 の 感 染 症	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで【※治癒証明書の提出は不要】
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで【※治癒証明書の提出は不要】
	百日せき	特有のせきが消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状（発熱・咽頭炎・結膜炎）が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※ 症状により学校医、その他医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。